

城里町立中学校拠点校部活動実施要項

令和6年4月
城里町教育委員会

1 目的

城里町立中学校に在籍する生徒がスポーツ・文化活動に親しむことができる機会を確保するため、学校、地域、保護者の理解と協力を得ながら、拠点校方式による部活動（以下、「拠点校部活動」という。）を実施し、持続可能な部活動の実現を図る。

2 実施について

- (1) 在籍校に希望する部活動がない場合は、当該生徒を町内の拠点となる中学校が受け入れるものである。
- (2) 生徒が希望する部活動に参加できる救済措置であり、勝利至上主義を目的とするものではない。

3 事業主体及び実施主体

事業主体は、教育委員会とし、実施主体は、城里町立中学校とする。

4 実施期間

実施期間は1年間（年度単位）を基本とするが、継続も拒まないものとする。

5 実施申請

- (1) 拠点校部活動に参加を希望する生徒及び保護者は、参加申込書・保護者同意書（様式第1号）を在籍校の学校長に提出するものとする。
- (2) 在籍校の学校長は、事業目的及び拠点校部活動に参加できる生徒の条件に該当していることを確認し、拠点校の学校長に参加申込書・保護者同意書及び拠点校部活動実施申請書（様式第2号）を提出する。
- (3) 拠点校の学校長は、拠点校部活動実施決定通知書（様式第3号）を在籍校の学校長及び教育委員会に提出し、教育委員会に承認を得たのちに拠点校部活動を実施するものとする。

6 実施及び参加決定

教育委員会は拠点校部活動実施決定通知書の提出をもって、特に問題がないと認めた場合には、拠点校部活動の実施及び拠点校部活動への生徒の参加を認めるものとする。

7 生徒が拠点校部活動に参加できる条件

- (1) 在籍校に希望する部活動が設置されていないこと。
- (2) 原則として、教員、保護者の引率を必要としない生徒。
- (3) 拠点校の部活動の方針や規約に従って活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に同意した生徒。

8 拠点校部活動の参加について

- (1) 生徒は、拠点校の部活動方針（活動日、大会参加等）、規約等に従い活動するとともに、活動中は拠点校の生活指導に従う。
- (2) 部活動を欠席するときは、生徒又は保護者が拠点校の部活動顧問に連絡する。
- (3) 在籍校の学習活動、行事等の日程が、拠点校の部活動と重なった場合は、原則として在籍校の活動を優先する。
- (4) 生徒又は保護者が拠点校の部活動方針、規約等に従わない場合には、拠点校の学校長が拠点校部活動を停止することができる。
- (5) 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の学校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の学校長と協議するものとする。

9 在籍校及び拠点校の連携

- (1) 在籍校及び拠点校は、連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は、拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動の指導にあたって必要な情報を提供するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

10 大会等の参加について

- (1) 大会等への参加に当たっては、主催者が定める大会要綱等に従う。
- (2) 大会等への参加に当たっての事務は、拠点校が行う。

11 移動について

- (1) 在籍校と拠点校間の移動は町専用車両、保護者送迎、公共交通機関での移動を基本とする。なお、町専用車両以外の交通手段での移動にかかる経費は生徒の保護者の負担とする。
- (2) 休日、運行時間等の理由で、町専用車両が運行できない場合は、保護者送迎や公共交通機関等での移動とする。
- (3) 町専用車両の利用者で、利用しない日については、1日前までに在籍校に連絡する。

1.2 事故への対応について

- (1) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校が行い、必要に応じ在籍校と連携して対応する。
- (2) 活動中の事故等に関する独立行政法人日本スポーツ振興センターへの請求手続き等は、在籍校が行う。

1.3 その他

- (1) 当該年度の拠点校部活動に係る実施内容の生徒及び保護者への周知は、各学校で行う。
- (2) 拠点校は、当該年度の活動開始に合わせ、参加生徒及び保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。
- (3) その他拠点校部活動の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。